

新年、明けましておめでとうございます。皆様には、平素より水産行政にご理解を頂き、また、漁場油濁被害救済基金の運営にご協力を賜っておりますこと、この紙面をお借りしまして、心から御礼申し上げます。

さて、昨年は、引き続き燃油価格の高騰による漁業経営への影響や、岩手・宮城内陸地震や台風被害等の自然災害など、漁場環境に深刻な影響を及ぼす出来事がいくつも発生した年でした。また、船舶衝突や座礁・沈没等の海難事故に伴う油流出事故も発生し、当基金の事業目的である原因者不明の漁場油濁被害も6件発生しました。

昨年発生した事故をいくつか挙げますと、1月には北海道利尻島に国籍証書切れのロシア貨物船が座礁する事故が発生しました。この事故では、原因者と連絡不能になり、時化によって船体が破壊され、油が流出することが懸念されたため、当基金の実施する特定防除事業を活用し、燃料油の抜き取り作業を実施しました。

3月には、兵庫県明石海峡で三隻の船舶による衝突事故が発生しました。事故を起こした船舶のうち、貨物船一隻が沈没し燃料油が流出したことにより、ノリ養殖業などの周辺漁業に甚大な被害を及ぼしました。この事故に対しては、原因者による防除作業が実施されていたため、特定防除事業の活用には至りませんでした。

さらに、近年では毒性を有する化学物質を搭載する船舶の航行も増加してきており、万が一、座礁事故等が発生し毒性を有する積荷が流出するような事態になれば、周辺漁場への影響はもちろんのこと、航行船舶や周辺住民にも大きな影響を与えます。

このような事故に対して、油流出事故への対応を含めた政府としての対応を定めた、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」が平成18年12月に閣議決定されており、この計画に基づき、水産庁としても、関係省庁と連携して適切な対応を図っていくこととしています。

漁業者にとって漁場は、単にそのときの生業の場であるばかりではなく、未来にわたって持続的に利用できる水産資源の源泉であり、その意味で漁場環境の保全は生産基盤を左右するものとして非常に重要です。水産庁としても、漁業関係団体及び水産業界並びに関係行政機関と連携し、一体となって良好な漁場環境の維持・回復に取り組む必要があると考えております。そのためには、普段から事故や災害に対する準備と対応体制を整えておくことが重要です。

その中で、当基金は、漁場油濁被害に対する漁業者の不安や懸念を取り除く重要な役割を果たしており、漁場油濁被害の未然防止と軽減に向け、積極的に活動することを期待されています。当基金の行う事業は高い公益性を有していることから、水産庁としては、その役割を十分に果たせるよう努力していく所存ですので、関係各位のより一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。